

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(1世帯10万円給付)のご案内

確認書の申請期限は、町の

発送日から3カ月以内です

昨年11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」として、さまざまな困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう住民税非課税世帯などに対して、1世帯あたり10万円の給付金を支給します。

◆支給対象者

左記①または②の要件を満たす世帯の世帯主が対象です。ただし、世帯全員が市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族などである場合は支給対象外となります。

①住民税非課税世帯

基準日(令和3年12月10日)において、世帯全員の令和3年度の市町村民税均等割が非課税である世帯の世帯主

②家計急変世帯

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降の家計が急変し、住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯の世帯主

◆支給額 1世帯あたり10万円

◆支給手続き

①住民税非課税世帯

住民税課税情報をもとに、対象者と思われる方に、1月24日(月)から順次案内チラシと確認書を送付しています。

確認書の内容を確認のうえ、課税者の扶養になっていないなどの要件に該当する場合は、必要事項を記入し、返信用封筒にて担当窓口へ提出してください。後日、確認書に記載された指定口座へ振り込みます。

※令和3年1月2日以降に転入された方については、前住所地(令和3年1月1日時点の住所地)への所得照会の結果をもとに、2月初旬に確認書または申請書を送付しています。

※確認書に指定された口座を変更する場合や、口座登録がない方については、本人確認書類の写しや振込先口座の確認書類の写しの添付も必要となります。

②家計急変世帯

申請書などを町のホームページもしくは担当窓口で取得し、必要な書類を添えて、担当窓口へ提出してください。申請内容を審査の

うえ、申請者の指定口座へ随時振り込みます。

※窓口での申請の場合は、コロナウイルス感染拡大防止の観点から、発熱時を避け、感染対策(マスク着用・手指消毒など)をしつつ行ってください。

申請書に必要な書類
 ・申請者の本人確認書類の写し(免許証や保険証などの写し)
 ・振込先口座の確認書類(通帳の写しなど)
 ・家計急変世帯の場合は、収入見込み額の申立書および令和3年1月以降の任意の月1カ月分の所得のわかる書類(給与明細書など)

◆申請期限 ※当日消印有効

①住民税非課税世帯

確認書を町が送付した日から3カ月以内

※1月24日(月)付けの確認書が届いている方は、4月22日(金)が申請期限になります。

②家計急変世帯

9月30日(金)

《配偶者からの暴力を理由に避難している方への支援》

配偶者からの暴力を理由に避難している方で、事情により今お住

まいの市区町村に住民票を移すことができない方につきまして、所定の手続きをさせていただくと、支給対象者に該当した場合は給付金を受けとることができます。

◆手続きの方法

「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に係る配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している旨の申出書」に必要事項を記入し、左記のいずれかの書類を添えてお住まいの給付金担当窓口へ提出してください。

・ 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センターなどが発行する証明書
 ・ 基準日の翌日以降に住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置を受けている旨の決定通知書

給付金を装った詐欺にご注意ください

・ ATM(現金自動預払機)の操作、手数料の振り込みをお願いすることは、絶対ありません。
 ・ 政府機関や自治体などを装った偽サイトにもご注意ください。

○お問い合わせ

佐賀支所地域住民課総合窓口第2係
 55-3112
 本庁健康福祉課福祉係
 43-2124